

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番 伊藤英雄君であります。

◎議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） おはようございます。

それでは、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開きください。

下田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙23ページのとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスの開始に伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の7ページをお開き願います。

1、改正の趣旨でございますが、平成31年8月から個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスの開始に伴う改正でございます。

2、改正の内容でございますが、現在は、印鑑登録証明書の交付を受けるためには、市役所の開庁時間に来庁の上、所定の申請書に印鑑登録証を添えて窓口に提出し、交付を受けなくてはなりません。

今回の条例改正は、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機に必要な事項を入力することで、印鑑登録証明書の交付を申請し、受け取ること

ができるよう新たな規定を加えるものでございます。

また、これに伴い、市役所窓口での申請及び交付についても条文整理を行うものです。

8ページ、9ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの引いてある部分が今回改正部分です。

改正は、第15条、印鑑登録証明書の交付でございますが、第1項から第3項につきましては、今まで同様、市役所窓口における申請及び交付について定めたもので、第1項は、申請書類を明確に規定するもの、第2項は、今回追加で、本人確認及び本人の意思確認を定めるもの、第3項は、第2項の追加による項ずれ、第4項につきましては、今回新たに項を追加するもので、印鑑登録証明書をコンビニ等で交付を受けようとするときには、印鑑登録者はコンビニ等に出向き、そこに設置してある多機能端末機に個人番号カードを使用して必要な事項を入力することにより、申請書の記入や印鑑登録証を提示することなく、印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨、規定するものでございます。

議案件名簿の23ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年8月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 代理で申請する場合は、やはり市役所で、まず来なければいけないということなのか、その辺について伺いたします。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） そのとおりでございますが、個人番号カードは本人さんしか使えないものですから、代理で申請してコンビニ等で受け取ることはできません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） そうすると、コンビニで本人であることを証明する機能、言うなれば、7ページの中段にありますけれども、この数、証明書、電子証明書、言うなればマイナ

ンバーカードをチェックする体制、これについては機械でできるようになっているのかなのか、その辺もちょっと。私が他人のマイナンバーカードを持って行ってやった場合には受け付けないのかなのか、その辺のところ、本人確認の方法、それについてお伺いします。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） 個人番号カードの中に、ここに利用者証明用電子証明書が記載されているというふうに書いてありますけれども、個人番号カードをつくる時に、御自分でパスワードを設定して受け取っていただいたかと思います。コンビニで証明書をとるときには、カードを入れて、そのパスワードを入れて申請していただくようになりますので、そのパスワードは本人さんしかわからないと思いますので、それで本人確認をするということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） すみませんが、基本的なことからお尋ねをしたいと思うんですが、そもそもこの印鑑証明の登録を、証明書を欲しいと言って来る理由、いろんな理由があるのかと思いますけれども、主なる理由はどんなものがあるのかということが第1点であります。

それを役所ではなくてコンビニで交付できるようにするんだと、こういう提案でございますが、その利便性というんでしょうか、メリットというのはどういうところにあるのかと。それから、デメリットについては、それらのものが他人に利用されないようにするような自分のコード番号を持つんだと、こういう御説明であります。デメリットは全くないのかと、メリットだけなのかということでもあります。コンビニを運営している協会どこであっても、これが日本国内であれば、どこでも登録を交付を受けることができるような仕組みになるのかということが第2点目です。

第3点目は、下田市だけではなくてどこの自治体も入っているのかと、こういうような制度をとっているのかと。下田が、順番に恐らくやっているんだろうと思いますので、郡内においてもこういう制度をとっていない町もあるのではないかと思うわけです。特に、小規模の村段階でこういう制度をとっているのかということを含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） 印鑑証明をどういうときとろうとするのかということですが、私が一番簡単に思いますのは、自動車を買うときとか不動産を買うときとかい

うところに使うのではないかなというふうに思っておりますが。そのほか、ちょっと具体的にどういときかというのは、ちょっとわからないですけれども、そういうのが多いのではないかなというふうに思っております。

コンビニでできるようにする理由でございますけれども、市役所が開庁している時間にしか証明書をとれないわけですから、例えばお勤めになっている方ですとか抜け出して申請に来るといような状況が現在あるわけです。そういうところで、コンビニでできるようにすれば、今の説明資料の7ページに記載させていただいておりますけれども、一応、交付時間を午前6時半から午後11時までを設定しておりますので、そういう方でも時間に縛られる、もちろん縛られてはいただきますけれども、市役所の開庁時間に縛られることなくとっていただけることができる、そういうところがメリットかなというふうに思っております。

デメリットというのは、とりやすくなったわけですから、デメリットちょっとわからないですけれども、特にないのかなというふうに思っています。

現在、コンビニエンスストアは、とれるところですがけれども、国内に5万4,000店舗あると伺っていますので、そこでとれるということは大変利便性が上がるのかなというふうに思っております。

どこでやっているかというところですがけれども、自治体の数ですがけれども、すみません、全国で現在581の自治体でコンビニ交付しております、中身が、全ての証明書がとれるかどうかは自治体によって違うんですけれども、県内では35のうちの26の自治体が現在やっております。賀茂で言いますと、東伊豆町、西伊豆町が現在既にやっております。証明書の数は、種類は違いますが、自治体のほうはやっております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 約1,800ですか、自治体が全国で。そのうち今の報告ですと581自治体でやっていると。3分の1程度しか自治体の中ではやっていないと、こういう状態であろうかと思うわけです。

そうしますと、全体の下田市のならしてみても、近年、印鑑証明は年間どのぐらい交付されているのかと。そして、その交付のための費用と、こういうサービスをコンビニでやるための費用とはどのぐらいになるのかと。費用対効果というのはどうなのかという点についての見解があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） これは平成29年度の主要な施策の成果に記載してごさいますけれども、印鑑登録証明書のほうは有料で6,797件、無料の分もありますけれども、金額といたしまして、収入として受けているのが203万9,100円でございます。

費用対効果というふうにおっしゃられていますのでなんですが、今回の運営費、導入経費というのが、平成31年度の導入経費としてシステムの構築、連携の委託料でございますけれども、4,384万8,000円、運営経費として本年度は608万5,000円を31年度予算に計上させていただいております。

それから、これは8月から開始されますので、運営経費のほうは月割りで計算しているんですけれども、大体1年間に900万円ぐらいの運営経費がかかるということになっております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 先ほどの増田議員の質問にちょっと補足なんですけれども、ちょっと流れを確認したいなと思うんですけれども、マイナンバーカードがいわゆるキャッシュカードのような役割という捉え方でいいんでしょうか。それで、マイナンバーカードを何かATMか何かのようなものに入れてパスワードをして、それで、それぞれの項目を選んで出力してもらおうというような形なんでしょうか。ちょっとその辺、簡単に説明をお願いします。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） コンビニに行きますと、多機能マルチコピー機とかキオスク端末とかというふうに名称を言っていますけれども、そういう機械がございまして、そこに行政サービスという選ぶところがございます。そこを開いていただくと証明書交付サービスという画面になりますので、そこにマイナンバーカードを入れていただく。マイナンバーカードはキャッシュカードとは別なものですから、カードを入れて本人さんが来たよというところをそこでパスワードを入れて確認していただきます。必要な書類、例えば印鑑証明書が欲しいよということで選んでいただいて、パスワードを入れていただきます。そうするとカードが自動的に出てきますので、まずそれはしまってください。その後に、証明書を発行ということで確定のボタンがありますので、そこを選んでいただいて、通数ですとか記載の内容ですとか確認していただいて、料金をそこで入れていただく。そうすると証明書が発行されるという仕組みになっております。ですので、料金はその都度そこで入れていただくよ

うになります。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第25号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の24ページをお開きください。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次ページ25ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、園長の職務の級を整理することに伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の10ページ、11ページをお開きください。

左が改正前、右が改正後でございます。アンダーラインの部分が今回改正箇所でございます。

別表第2等級別基準職務表の職務の級5級の職務の内容第2号中「認定こども園園長の職務」を「園長の職務」に、同表の職務の級4級の職務の内容第5号中「園長、副園長及び教頭の職務」を「副園長及び教頭の職務」に改めるものでございます。

議案件名簿の25ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 認定こども園の園長の職務を5級に位置づけていたと。これを園長の職務を全て5級にするんだということではありますが、そうしますと、今想定されております園長の職務というのはどういうポストで、どういう方々になるのかという点が1点であります。

この認定こども園の園長の職務というのは、そういう意味では認定こども園の園長ですから、お1人ということであったかと思うんですが、こちら辺がどういう形になるのかお尋ねしたいと。

それから、これに関連してではあります、6級の課長、室長、館長あるいは局長等については、何らの公的な認定の仕組みというのは必要ないと。しかし、この園長であるとか保育母であるとか専門職については、国家資格は必要だと、こういう仕組みになっていると思うわけです。国家資格が必要な専門職が5級であって、この人たちが6級に昇格できないと、指導できる立場に立てないと、こういう仕組みに企業体系上はなっているんじゃないかと思うんです。常々、私は、こういう形態というのはおかしいんじゃないかというような思いがするわけです。6級の園長の資格を持っている人が、教育や等々の権限を持っていない専門職を指導するというような、こういうような形はいかがかなと、こんな思いがしているんですけれども、そういう点についての一定の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、今の園長の使命を……

○13番（沢登英信君） 使命じゃない、どういう職があるのか。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 下田保育所、認定こども園、それから下田幼稚園になります。

○13番（沢登英信君） 現在の。今度これが変わっても同じですか。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 今、認定こども園の園長だけが5級という形ですけれども、下田保育所、それから下田幼稚園の園長も5級にしたいということでございます。

○13番（沢登英信君） じゃ、3つのポストを5級にしたい、そういう意味。

○統合政策課長（黒田幸雄君） そうですね、はい。今1つしかないポストを、3つのポストが5級になるというような改正でございます。

それから、専門的な資格を持った方が5級どまりなのかというような御質問かと思えますけれども、これについては、今までもそうだったからという答弁はないのかもしれないですけれども、たび重なる改正の中でもこの形で行っておりますので、それ以上ちょっと答弁がございません。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第26号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案件名簿の26ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙27ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の12ページをお願いいたします。

まず、議案の概要でございます。

まず、1点目につきましては、学校教育法の改正によるものでございます。

学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられました。

専門職大学につきましては、大学制度の中に位置づけられておりました、実践的な職業教育に重点を置き、専門職業人材の養成強化を図ることを目的とした新制度でございます。こちらにつきましては、4年制課程の専門職大学と2年、3年制課程の専門職短期大学があるものでございます。専門職大学につきましては、前期、後期課程の区分性課程も導入可能となっております。専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することといたしまして、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることとなりました。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正でございます。

児童福祉法の規定に基づきまして、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとされております。放課後児童健全育成事業に従事する支援員及びその員数につきましては、こちらの基準に従い定めるものとされております。

こちらにつきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の改正におきまして、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に規定する放課後児童支援員の要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されたことに伴いまして、本市条例についても放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に追加するものでございます。

資料13ページ、14ページをお願いいたします。

条例の改正について御説明をさせていただきます。

新旧対照表でございます。13ページが改正前、14ページが改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例の施行期日でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行日と同日の平成31年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただき

ます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 専門職大学の前期課程修了者を対象者に加えるという改正というところでありますが、実態として人材不足ということが背景にあるんじゃないかと思うわけですが、こういう改正をするということは。

このたび朝日地区での学童保育等々もやられるということで、下田市におきますこういう職種の人たちの常態というんですか、人材というんでしょうか、どういう状況になっているか。この改正にあわせて把握していればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 番外 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 朝日地区の放課後児童クラブにつきましては、現在、支援員の募集をお願いしているところでございます。

今、下田、稲生沢、2クラブございまして、支援員についてはシフトも含めまして全員で9人おります。その中の支援員さんにつきましては、全ての方が保育士の免許であるとか教諭の免許を引っさかっている方ございまして、失礼しました、1人、県の定める研修を行って資格を持っているという方がございますので、今、平成31年度中までに県の定める研修を受けなければならないという部分がございます、その研修未受講の支援員がお2人いらっしゃるということでもございますので、来年度中に県の定める研修に行ってくださいというようなことで予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案件名簿の28ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙29ページから30ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、先ほどの放課後児童健全育成事業と同様に、児童福祉法の規定に基づきまして、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとされておりまして、条例を定めるに当たりましては、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数、家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものにつきましては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされているものでございます。

家庭的保育事業等につきましては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、待機児童の解消に向けまして、大規模な保育所施設の整備だけではなくて、比較的小さな保育施設の整備についても自治体の認可事業として位置づけることが可能となったものでございます。

家庭的保育事業等につきましては、定員6人から19人までの小規模保育事業、また企業が労働力確保のために行う事業所内保育事業、また自宅で1人から5人までの子供を預かる家庭内保育事業といったものがございます。

この省令の改正につきましては、地方からの提案を受けて国が採択したものでございまして、基準を緩和することによりまして待機児童対策を進めようとするものでございます。

ちなみに、現在、下田市内には、これらの家庭的保育事業といったものはございません。

それでは、お手数でございますが、条例改正等説明資料の15ページをお願いいたします。

議案の概要でございます。

まず、1点目でございますが、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設

の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、市長が認める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることを可能とするものでございます。

こちらにつきましては、家庭的保育事業等につきましては小規模な事業所であることから、さまざまな指導ですとか助言を受けること、また児童の対象が3歳未満児でございますので、子供が3歳になったときの卒園後の受け入れですとか、職員の急な欠員による代替保育につきまして、幼稚園、保育所、認定こども園等を連携施設として確保しなければならなかったものでございますが、連携施設の確保が困難な場合については、代替保育について、幼稚園、保育所、認定こども園に限らず、一定の要件の下で小規模な事業所を連携施設とすることができるものとしてございます。

2点目でございます。家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たしているものとして市長が適当と認める事業者から食事を外部搬入することを可能とするものでございます。

これは、家庭的保育事業者等につきまして、食事の提供は自園調理が原則となっております。しかし、特例といたしまして、連携施設であったり学校給食等からの搬入も認められているところでございますが、保育者の居宅で家庭的保育を行っている場合に限り、一定の要件を満たしている者として市長が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とするものでございます。

3点目は、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的事業者について、自園調理により行うために必要な体制を確保する努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするもので、こちら現行は本条例の施行日、平成27年4月から5年間の猶予期間が設けられているものでございますが、整備が進まない現状を勘案し、猶予期間を10年間に延長するものでございます。

そのほかにつきましては、参照される条ですとか項ずれの修正等を行ったものでございます。

資料16ページ、17ページをお願いいたします。

条例の改正について説明をさせていただきます。

新旧対照表でございます。16ページが改正前、17ページが改正後でございます。アンダーラインの箇所が今回改正させていただくものでございます。

まず、第6条でございますが、保育所等の連携で、家庭的保育事業者等につきましては、

保育所等連携施設を確保することを規定しているものでございます。

まず、第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加えまして、第6条においての「代替保育」を定義しております。

次に、第2項といたしまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合については、必ずしも保育所等ではなく、第3項第1号の「当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合は、第27条に規定する小規模保育所A型若しくは小規模保育所B型又は事業所内保育事業を行う者」、それから、同項第2号の「事業実施場所において代替保育が提供される場合は、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者」であれば、代替保育に関しまして連携施設にかえることができる旨の規定を加えます。

なお、その際には、第6条第2項第1号で「両者間での役割分担・責任の所在の明確化」、同項第2号で「連携協力を行うものの本来の業務の遂行への支障が生じないための措置」を必要とすることとしたものでございます。

次に、第16条ですが、「食事の提供の特例」を定めたもので、「家庭的保育事業者」について自園での調理が原則のところではございますが、多くの事業者が個人事業者であり、施設整備が困難であり、また搬入施設として認められている同一・関連法人からの外部搬入が望めないことから、第4号といたしまして「保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー及びアトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に対応することができるものとして市が適当と認めるもの」を追加する、これが新たな外部搬入先として追加するものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

第45条でございますが、こちらは条項の整理でございます。第6条が3項立てとなったことに伴いまして、「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改めるものでございます。

次に、附則第2条でございますが、食事の提供の経過措置で、第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、第2項として先ほど御説明した食事の提供につきまして、従前は経過措置といたしまして条例施行後5年を規定していたものを、体

制整備の努力義務とともに10年に延長する旨の規定を加えたものでございます。

附則第3条は、条項の整理でございまして、第6条が3項立てとなったことに伴い、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改めるものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の30ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） よくこの実態がわからないものですからお教えいただきたいと思うんですが、下田メディカルセンター内に看護師さん等々が少ないと。その福利厚生的なものとして看護師さんのための保育所が設けられていると、こういうことがあろうかと思うんですが、こういうものが家庭的保育事業の対象になっているのかと。この対象になっている施設は、下田市において、その他どういうものがあるのかないのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、そういうケースの中で、具体的に代替保育というような必要性が、現実はどういう場面で起きているのか起きていないのか、お尋ねをしたいと思います。

それからさらに、なかなか保育施設というのは、給食というんですか、食事もきっちり調理して出すという、こういう仕組みになっていようかと思うんです。ですから、この保育所の施設の中に調理施設もあるというのが原則であろうと思いますが、外部からの調理を持ってきてもいいという、こういう規定になっていようかと思うので、具体的にそうしますと、下田の中で外から保育所等に調理を提供するような業者、あるいは団体があるのかないのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

ここで規定しております実態がよくわからないものですから、承知していないものですから、そこら辺を含めてイメージが湧くように御説明いただければ大変ありがたいと思いますが。

○議長（竹内清二君） 番外 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今回こちらの条例で規定させていただいております家庭的保

育事業等というようなことですが、先ほどちょっと御説明してわかりにくかったら申しわけございませんけれども、まず、定員が20人以上ありますと普通の保育所になりますので、定員が6人から19人までの小規模保育所といったもの、それから事業所内保育所、これは、要は企業が労働力確保のために行う部分、それと、自宅で1人から5人までのお子さんを預かる家庭内保育事業と、そういったものが、ここで言うところの家庭的保育事業でございます。

先ほど議員がおっしゃいましたメディカルさんですか、そちらのほうでございますけれども、こちらについては認可外の事業所内保育施設ということでございまして、特段認可は市区町村は受けておりません。あと、市内で言いますと、梓友会さんが行っておりますみくら保育所さんというようなのがございますが、こちらも認可外の企業主導型保育施設というような位置づけになってございます。近隣で言いますと、今井浜病院さんが河津町でやっていらっしゃるひまわり保育所、そちらが、こちらの条例で言うところの地域型保育所で、これが市区町村による認可が必要な施設と。これは河津町さんが認可されているというようなところでございまして、今回こちらの条例の中で規定する小規模保育所であったり、事業所内保育所であったり、家庭的保育所については、下田市にはないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） 調理の業者はあるんですか。

○議長（竹内清二君） そうですね、調理の部分。

回答お願いいたします。

○学校教育課長（土屋 仁君） 申しわけございません。ちょっと調理の業者については、自園調理、恐らく認可外でございますので、どういう形でやっているかまでは把握してございませんし、外部搬入されている業者さんがいらっしゃるのかということについても把握はしておりません。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の31ページをお願いいたします。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、うつぎ原市営住宅の全部及び丸山市営住宅の一部を廃止するためでございます。

改正条文は、議案件名簿の32ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の20ページ、21ページを御覧ください。

別表第1中、うつぎ原市営住宅の項を削除し、丸山市営住宅の戸数を52から35に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

うつぎ原住宅につきましては、昭和28年及び37年築、木造平屋建て、政策空き家が4戸、丸山住宅につきましては、昭和30年から34年築、同じく木造平屋建て、52戸のうち政策空き家が32戸ございます。両住宅とも公営住宅法上耐用年数30年を経過しており、この改正により削減する住宅につきましては平成31年度に解体撤去を予定しております。

以上、雑駁ですが、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） これの課題も何回か質問してまいっておるわけですがけれども、うつぎ原にしましても丸山住宅にしましても、実態はもう人が住んでいていいような建物ではないと、こういう状態だろうと思うんです。そして、住んでいる人が亡くなると、それを解体

をすると。しかも呼び名が、わけのわからない政策空き家だと。何を意味しているんだと。一般市民が政策空き家って何ですかと言ったって、わけがわからないような表現をしていると、こういう状態だろうと思うわけです。

であれば、やはり市内にも民間の住宅があるわけです。こういうものをきっちり市が借り上げる、何らかの形で市の住宅として、今、丸山やうつぎ原に住んでいる人たちに移っていただいて、きっちりした対応をとっていくと、こういうことが望まれるだろうと思うんです。そこで住んでいる人が亡くなったから解体をするんだと、とりあえずは解体するまでは政策空き家という呼び名で置いておくんだと、こんな無策な住宅政策のあり方というのは、市長、検討すべきだと僕は思うわけです。

たびたびこういうような形で解体のごとに条例改正案が出てくると、根本的な解決は何ら図られていないと、こんな気がするんですけれども、そういう検討をぜひしていただきたいと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 番外 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 丸山住宅にお住まいの皆様につきましては、河内市営住宅あるいは大沢市営住宅が退去者が出たときに、そちらにお移りいただく御希望はありますかということで、各戸に年に数回お知らせを出しているのですけれども、やはり皆さんなかなか移りたがらないというのは、いろいろ理由はあると思いますけれども、1つは家賃の問題、もう一つ、近隣関係等をゼロからまた構築し直さなきゃならないということの不安等もあるとは思っているのですけれども、そういったことで、こちらとしても無策で何もしていないということではないということは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次ページ34ページのとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、水道法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の22ページ、議案29号説明資料①を御覧ください。

こちらが同条例の概要及び主な内容でございます。

まず、1の改正の概要でございます。

(1)の法改正の情報でございます。交付された法令、改正の影響する施行日、改正される法令、条例改正に影響する条につきましては、御覧のとおりでございます。

(2)条例改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部改正を受け、水道法施行令、水道法施行規則及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、布設工事監督者及び技術管理者の資格区分の変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の主な内容でございますが、(1)布設工事監督者の資格区分の変更、これ第3条関係でございます。アとして、第3条第3項において、「短期大学」に「専門職大学の前期課程」を含むこととし、それに伴い影響がある箇所について改正をするものでございます。イとしまして、技術士の試験科目の見直しがございます、第3条第8号の「又は水道環境」を削るものでございます。

(2)水道技術管理者の資格区分の変更、これ第4条関係でございます。第3条の場合と同様に、「専門職大学の前期課程」を含むものとしたことによりまして、影響がある箇所について改正するものでございます。

(3)として、字句の整理、これ第3条、第4条関係でございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。

議第29号説明資料②でございます。

こちらが同条例の新旧対照表でございまして、23ページが改正前、24ページが改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第3条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「同項第1号に規定する学校の卒業者」を「同項第1号に規定する学校を卒業した者」に、「同項第3号に規定する学校の卒業者」を「同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に、「同項第4号に規定する学校の卒業者」を「同項第4号に規定する学校を卒業した者」に改め、同条第5号中「卒業者」を「卒業した者」に改めるものでございます。

議案件名簿の34ページにお戻りいただきまして、附則でございしますが、第1項でこの条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

第2項、経過措置としまして、この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門にかかわるものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8項の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門にかかわるものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすとするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第29号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでございました。

午前10時57分散会